

年金トピックス

2025年10月20日
団体年金事業部

給付減額の判定基準の見直し等に係る通知の発出

2025年8月15日にパブリック・コメントに付された通知「確定給付企業年金制度について」等の一部改正（案）が確定し、2025年10月15日付で改正通知が発出されました。

2024年12月27日に公表された「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」において環境整備を行うとされていた定年延長等に伴う給付減額の取扱いが、一定の前提のもとで緩和される等が主な内容です。

別紙にて通知の概要をまとめておりますので、ご確認ください。なお、改正（案）からの大きな変更はありません。改正通知については、厚生労働省HP（以下リンク先）に公開されています。

- 確定給付企業年金制度について <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251015T0040.pdf>
- 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251015T0050.pdf>

【ご参考】

- 厚生労働省ホームページ 社会保障審議会（社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html
- 厚生労働省ホームページ 社会保障審議会（第37回 社会保障審議会 企業年金・個人年金部会資料）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45168.html
- 年金通信 2025-58（減額取扱いの緩和に伴う通知の一部改正（案）等への意見募集（パブコメ）の開始）
<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2065>

以上

1. 改正の要旨

年金通信2025-58からの変更点：日付等

【別紙】

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

- 2025年10月15日付にて発出された通知「確定給付企業年金制度について」の一部改正によると、DBの給付設計の変更により通常予測給付現価（以下、給付現価）が減少する場合の取扱いが、以下の通り変更されます。
 - ① 予定利率を反映して計算した給付現価が減少する場合（注1）（従来基準の給付減額）であっても、給付現価が減少する各加入者の給付の名目額が増加（注2）する場合かつ給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意（注3）を得られる等を満たす場合、「法令上の給付減額として取り扱わない」こととできる記載が追加されました。
 - ② 従来2つの場合に分けて定められていた給付現価の減少による給付減額の該当要件について、記載が1つにまとめられました（取扱いの明確化を目的とするもので、実質的な取扱いを変更するものではありません）。
- 本改正は主に2024年12月27日に公表された「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」を踏まえて対応するものですが、制度変更を定年延長に制限するものではありません。

（注1） 個々の加入者について給付設計の変更前後で給付現価が減少するかどうかを確認し、その結果、給付現価が減少する場合のことです。

（注2） 給付の名目額とは、予定利率をゼロとして計算した給付現価を表します。

（注3） 給付減額は労使間の十分な話し合いを前提とする例外的な取扱いであることから、労使間の交渉ができる体制として対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意（「給付減額として取り扱わない」ことに係る同意）が求められます。

【参考】社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（2024年12月27日公表）より一部抜粋

- ✓ 定年延長等に伴う給付設計の変更については、引き続き給付減額に係る現行の判定基準を原則としつつ、給付の名目額が増加する等の一定の要件を満たす場合であって、DBの給付設計を変更することについて対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の合意がある場合には、例外的に「給付減額」として取り扱わないこととするべきである。なお、今回の見直しは労使間の交渉ができる体制として労働組合があることを要件としている。この点に関して、議論の際には、中小企業など労働組合がない企業が多数存在する点を踏まえ、この場合の対応についても検討すべきとの意見があった。要件緩和の是非については、実施状況を踏まえつつ、更なる検討を行っていくべきである。

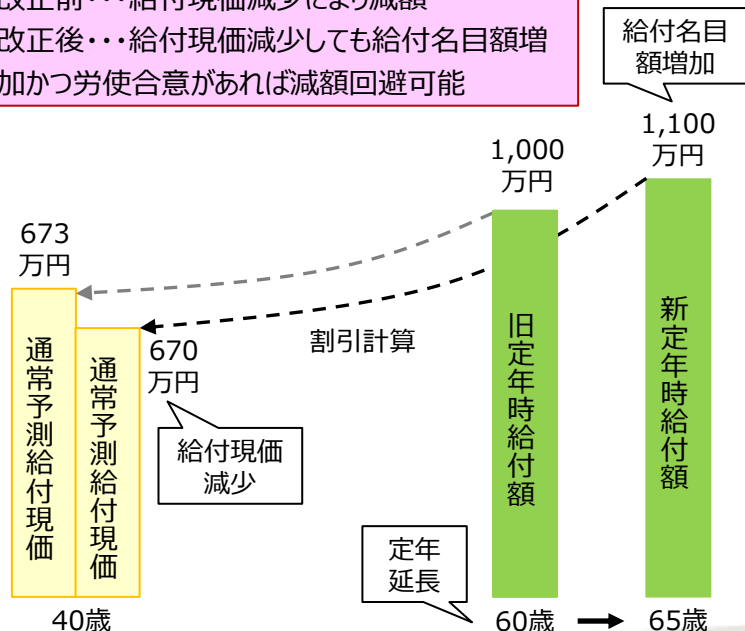
2. 給付減額取扱の緩和（概要）

年金通信2025-58からの変更点：なし

- 給付の名目額とは予定利率をゼロとして計算した給付現価を表します。予定利率を反映して計算した給付現価が減少する場合であっても、対象の各加入者の給付の名目額が増加する場合かつ対象加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意（「給付減額として取扱わない」ことに係る同意）を得られる等を満たす場合、「法令上の給付減額として取扱わない」こととできるよう、取扱が緩和されました。
- 予定利率をゼロとした給付現価を考えることで、割引期間が長くなることによる給付現価の減少に起因した給付減額の取扱が緩和され、また、労使合意の内容がDBの制度変更手続きに反映されやすくなりました。これにより、定年延長やポイントテーブル変更等、円滑な制度変更につながるものと考えられます。

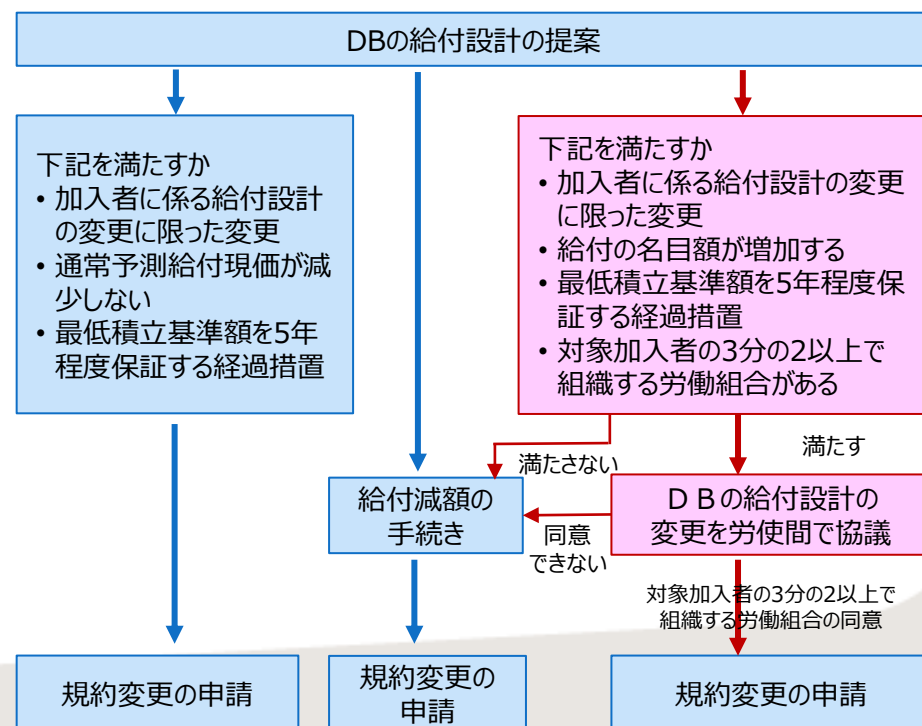
【定年延長による給付現価減少のイメージ】

- 改正前・・・給付現価減少により減額
- 改正後・・・給付現価減少しても給付名目額増加かつ労使合意があれば減額回避可能



(出所) 厚生労働省第37回企業年金・個人年金部会資料3より弊社作成

【減額手続きのイメージ】



2. 給付減額取扱の緩和（適用日・留意点）

- 本改正の適用日は、『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について』に規定されています。
- 具体的には、2025年10月15日から適用、ただし、2026年10月1日以前を規約の適用日とする規約変更の申請等（本改正による取扱に該当する場合を除く）については改正前の様式を用いることができるものとなっています。

※留意点※

- ① 緩和措置を適用する場合、以下の要件の全てを満たすことが必要です。
 - ✓ 加入者（受給権者を除く。）の給付設計の変更であること。
 - ✓ 給付現価が減少する加入者の3分の2以上で組織する労働組合の同意を得ること。
 - ✓ 給付現価が減少する各加入者の給付の名目額が増加すること。
 - ✓ 給付現価が減少する加入者に係る最低積立基準額が減少しない又は少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けていること。
- ② 上記の他、以下の点にも留意が必要です。
 - ✓ 給付現価が減少する加入者に給付の名目額が増加しない加入者が含まれる場合は、改正通知による取扱は適用できず、従来どおりの給付減額の取扱となること。
 - ✓ 該当する労働組合が存在する事業所と存在しない事業所が混在する場合、存在する事業所に対してのみ適用し、存在しない事業所に限って従来給付減額の手続きを取ることは可能であること。

3. 給付減額要件の明確化

- 給付減額要件の明確化を目的に、従来の「ア. 総通常予測給付現価の減少」と「イ. 一部の加入者・受給権者等の給付設計の変更による通常予測給付現価の減少」が「ア. 全部又は一部の加入者・受給権者等の通常予測給付現価の減少」にまとめられます。
- 実質的な取扱を変更するものではありません。

新	旧
<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p>	<p>確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）</p> <p>第1 規約の承認又は基金の設立認可の基準に関する事項 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 給付の額を減額する場合の取扱い</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>① 給付設計の変更によって、次のア又はイのいずれかに該当する場合</p> <p>（削る）</p> <p><u>ア 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る通常予測給付現価が減少する場合</u></p> <p><u>イ 全部又は一部の加入者又は受給権者等に係る最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。）</u></p>	<p>① 給付設計の変更によって、次のアからウまでのいずれかに該当する場合</p> <p><u>ア 給付設計の変更前後の総通常予測給付現価が減少する場合</u></p> <p><u>イ 一部の加入者又は受給権者等について、当該者に係る通常予測給付現価が給付設計の変更によって減少する場合</u></p> <p><u>ウ 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合（最低保全給付の計算方法の変更による減少を含む。）</u></p>

4. 承認又は認可の申請時期

年金通信2025-58からの変更点：表現の変更を反映

- 通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」について、承認又は認可の申請時期について追記がなされています。具体的には以下の通りです。
 - なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること。
- 3ヶ月前に申請することを義務づける記載ではなく、規約の審査事務を円滑に行うことへの協力を呼びかけることを目的としているものです。

新	旧
<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間</p> <p>① 前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>なお、適用日を4月又は10月とする規約の申請が集中する実態に鑑み、当該申請については、適用日の3ヶ月前などの早期に申請を行うことが円滑な規約の施行に資すると考えられること。</u></p> <p>② <u>確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあっても、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p>	<p>確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について (略)</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 規約の承認又は基金の設立認可等の申請に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 標準処理期間</p> <p>前記(1)の承認又は認可の申請等についての標準処理期間は2ヶ月とすることから、当該申請にあたっては、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。<u>ただし、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号。以下「税改省令」という。）附則第2条第1項第3号イ又は第4号イに掲げる場合に該当する規約変更の届出にあっても、規約の適用日のおおむね2ヶ月前までに行うものであること。</u></p> <p>(新設)</p>